



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会社名 大都魚類株式会社  
代表者名 取締役社長 青木 信之  
(コード番号 8044 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役 宮澤 栄三  
(Tel 03-5565-8112)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の理由

監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただくことを条件として、同日付で、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設等を行うものであります。

②改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため規定の一部を変更するものです。なお、本規定の変更につきましても、各監査役の同意を得ております。

③インターネットの普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう規定を新設するものであります。

④東京都中央卸売市場 築地市場が豊洲へ移転することに伴い、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都江東区に変更するものであります。本変更につきましては、平成 29 年に開催される第 71 期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本

店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後に、これを削除するものいたします。

⑤上記条文の新設、変更及び削除に伴い、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款の変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 24 日 (金曜日)

定款変更の効力発生予定日 平成 28 年 6 月 24 日 (金曜日)

以 上

定款 新旧対比表 (変更点)

変更の内容は、以下の通りです。(下線部は変更箇所を示しています)

< 旧 >	< 新 >
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>(本店の所在地) 第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都<u>江東区</u>に置く</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>(WEB 開示)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第16条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第17条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、20名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数) 第18条① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、20名以内とする。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第18条① <u>取締役の選任決議は、株主総会の決議によって議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第19条① <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。選任決議は、株主総会の決議によって議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>
<p>② &lt;条文省略&gt;</p>	<p>② &lt;現行どおり&gt;</p>

#### (取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新設>

<新設>

#### (代表取締役及び役付取締役)

第20条① 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 取締役会の決議によって、会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第22条 <条文省略>

#### (取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

<新設>

#### (取締役の任期)

第20条① 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第21条① 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第23条 <現行どおり>

#### (取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第24条 <条文省略>

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役はこれに記名捺印する。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第27条① 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額の範囲内とする。

第5章 監査役および監査役会

<新設>

(監査役及び監査役会の設置)

第26条 <現行どおり>

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役はこれに記名捺印する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第29条①当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額の範囲内とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第30条① 当会社は、監査等委員会を置く。

② 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

③監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

<削除>

第28条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役の選任決議は、株主総会の決議によって議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(監査役の任期)

第31条① 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役はこれに記名捺印する。

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって決する。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員はこれに記名捺印す

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第38条① 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額の範囲内とする。

第6章 会計監査人

第39条～第41条 <条文省略>

<新設>

第7章 計算

第42条～第43条 <条文省略>

<新設>

る。

<削除>

<削除>

第6章 会計監査人

第35条 ～ 第37条 <現行どおり>

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第39条 ～ 第40条 <現行どおり>

附則

第3条の変更は、平成29年に開催される第71期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。